

告示第66号

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び玄海町財務規則（昭和47年玄海町規則第13号）第121条の規定に基づき公告する。

令和7年4月18日

玄海町長 脇山 伸太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度文化財等移設業務委託
- (2) 業務概要 文化財等移設（詳細は別紙仕様書のとおり）
- (3) 業務場所 東松浦郡玄海町大字 新田 地内
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和7年6月30日まで

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、唐津警察署に照会する場合がある。

- (1) 令和7・8年度の玄海町入札参加資格者資格申請を行っている者であること。
- (2) 佐賀県内に本社、本店、支社又は営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 玄海町から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加の手続き

入札に参加する意思がある者は、別添入札参加申込書及び必要資料を期日までに玄海町教育委員会へ提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年4月30日(水) 17時
- (2) 受付期間 入札公告の日から前号提出期限(土・日曜日、祝日を除く)まで8時30分から17時まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする(期日まで必着)
- (4) 提出先 〒847-1422 東松浦郡玄海町大字新田1809番地6
玄海町教育委員会(玄海みらい学園内) 社会教育係
- (5) 提出内容 ①一般競争入札参加申込書(別紙1)
②営業概要書(別紙2)
③誓約書(別紙3)
- (6) 申込書様式の入手先
玄海町教育委員会又は玄海町ホームページに掲載する。

4 入札参加資格の決定

- (1) 入札には、入札参加資格審査の結果、資格を有すると認められる場合に参加できるものとする。なお、資格を有しない場合のみ、令和7年5月8日(木)までに電子メール等で通知する。
(資格を有する場合は、特に通知をしないので申請どおり入札に参加すること。)
- (2) 入札参加申込書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届(別紙4)を令和7年5月12日(月)までに書面で提出すること。

5 開札日

- (1) 日 時 令和7年5月15日(木)
- (2) 場 所 玄海町役場3階 第3会議室

- (3) 入札方法 一般書留又は簡易書留による郵便入札（持参も可）
- (4) 提出先 〒847-1422 東松浦郡玄海町大字新田 1809 番地 6
玄海町教育委員会（玄海みらい学園内）社会教育係

6 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の $110/100$ に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に $100/110$ を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 見積もる契約金額の 100 分の 5 以上を納めること。ただし玄海町財務規則第 124 条第 1 項各号の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、玄海町財務規則第 137 条の 2 第 3 項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者
- ケ 1 人で 2 以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者は、予定価格以下で且つ最低価格で入札した者を落札者と決定する

イ 同価格の落札者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合、入札者には、電話によりくじの日時及び場所を通知するものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。

(5) その他注意事項

ア 今回の入札では最低制限価格を設けない。

イ 入札に当たっては、関係法令及び玄海町財務規則を遵守することとし、また、郵便入札の留意事項（令和6年9月11日玄まち第599号）の規定を準用するものとする。

8 入札に対する質問

本仕様書等について質問がある場合は、町のホームページから質問書（別紙5）をダウンロードし、照会先へ照会期限までにメールで提出すること。

(1) 照会期限 令和7年4月30日（水）正午

(2) 照会先 〒847-1422 東松浦郡玄海町大字新田 1809-6
玄海町教育委員会（玄海みらい学園内）社会教育係
電話：0955-80-0233 FAX：0955-80-0235
E-mail：sakai@town.genkai.lg.jp

※ 質問書には必ずメールアドレスを記載すること。

(3) 回答 受けた質問と回答については、令和7年5月8日（木）17時まで
に町ホームページに掲載するものとする。

ただし、本入札とおよそ関係が無い質問や入札の競争性を害するような質問、その他正当ではないと判断した質問については回答し

ない。